

国立大学法人京都大学教職員就業規則等新旧対照表

改正前	改正後																						
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員就業規則 (平成16年達示第70号)</p> <p>(前 略) 附 則 (令和5年達示第44号) (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 改正後の国立大学法人京都大学教職員就業規則第22条第1項の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する教職員(教員を除く。)の定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。</p> <p>附則別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生年月日</th> <th style="text-align: center;">定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日</td> <td>満61歳</td> </tr> <tr> <td>昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日</td> <td>満62歳</td> </tr> <tr> <td>昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日</td> <td>満63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日</td> <td>満64歳</td> </tr> </tbody> </table>	生年月日	定年	昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	満61歳	昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	満62歳	昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳	昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳	<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員就業規則 (令和5年達示第44号)</p> <p>附 則 (令和5年達示第44号) (施行期日)</p> <p>1 (同 左) (経過措置)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附則別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生年月日</th> <th style="text-align: center;">定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和38年4月1日以前</td> <td>満60歳</td> </tr> <tr> <td>昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日</td> <td>満61歳</td> </tr> <tr> <td>昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日</td> <td>満62歳</td> </tr> <tr> <td>昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日</td> <td>満63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日</td> <td>満64歳</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第14号) この規則は、令和6年3月27日から施行し、令和5年10月1日から適用する。</p>	生年月日	定年	昭和38年4月1日以前	満60歳	昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	満61歳	昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	満62歳	昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳	昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳
生年月日	定年																						
昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	満61歳																						
昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	満62歳																						
昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳																						
昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳																						
生年月日	定年																						
昭和38年4月1日以前	満60歳																						
昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	満61歳																						
昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	満62歳																						
昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳																						
昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳																						
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学支援職員就業規則 (令和4年達示第3号)</p> <p>(前 略) 附 則 (令和5年達示第44号) (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>4 改正後の国立大学法人京都大学支援職員就業規則第3条第3項及び第7条第1項の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する支援職員の雇用年齢上限及び定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。</p> <p>附則別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生年月日</th> <th style="text-align: center;">雇用年齢上限及び定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日</td> <td>満61歳</td> </tr> <tr> <td>昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日</td> <td>満62歳</td> </tr> </tbody> </table>	生年月日	雇用年齢上限及び定年	昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	満61歳	昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	満62歳	<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学支援職員就業規則 (令和5年達示第44号)</p> <p>附 則 (令和5年達示第44号) (施行期日)</p> <p>1 (同 左) (経過措置)</p> <p>4 (同 左)</p> <p>附則別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生年月日</th> <th style="text-align: center;">雇用年齢上限及び定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和38年4月1日以前</td> <td>満60歳</td> </tr> <tr> <td>昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日</td> <td>満61歳</td> </tr> <tr> <td>昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日</td> <td>満62歳</td> </tr> </tbody> </table>	生年月日	雇用年齢上限及び定年	昭和38年4月1日以前	満60歳	昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	満61歳	昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	満62歳								
生年月日	雇用年齢上限及び定年																						
昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	満61歳																						
昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	満62歳																						
生年月日	雇用年齢上限及び定年																						
昭和38年4月1日以前	満60歳																						
昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	満61歳																						
昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	満62歳																						

改正前		改正後																																			
昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳	昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳																																		
昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳	昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳																																		
<p>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)</p> <p>(前 略)</p> <p>附 則 (令和5年達示第44号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>5 改正後の国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則別表第1の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する事務補佐員、技術補佐員及び技能補佐員の雇用年齢上限及び定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。</p> <p>附則別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>雇用年齢上限及び定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日</td> <td>満61歳</td> </tr> <tr> <td>昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日</td> <td>満62歳</td> </tr> <tr> <td>昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日</td> <td>満63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日</td> <td>満64歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 改正後の国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則別表第1の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する労務補佐員の雇用年齢上限及び定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。</p> <p>附則別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>雇用年齢上限及び定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和38年4月2日～ 昭和41年4月1日</td> <td>満63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日</td> <td>満64歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 (略)</p> <p>(中 略)</p>		生年月日	雇用年齢上限及び定年	昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	満61歳	昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	満62歳	昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳	昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳	生年月日	雇用年齢上限及び定年	昭和38年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳	昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳	<p>附 則 (令和6年達示第14号)</p> <p>この規則は、令和6年3月27日から施行し、令和5年10月1日から適用する。</p> <p>附 則 (令和5年達示第44号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>(経過措置)</p> <p>5 (同 左)</p> <p>附則別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>雇用年齢上限及び定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和38年4月1日以 前</td> <td>満60歳</td> </tr> <tr> <td>昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日</td> <td>満61歳</td> </tr> <tr> <td>昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日</td> <td>満62歳</td> </tr> <tr> <td>昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日</td> <td>満63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日</td> <td>満64歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 (同 左)</p> <p>附則別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>雇用年齢上限及び定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和41年4月1日以 前</td> <td>満63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日</td> <td>満64歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年達示第14号)</p> <p>この規則は、令和6年3月27日から施行し、令和5年10月1日から適用する。</p>		生年月日	雇用年齢上限及び定年	昭和38年4月1日以 前	満60歳	昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	満61歳	昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	満62歳	昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳	昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳	生年月日	雇用年齢上限及び定年	昭和41年4月1日以 前	満63歳	昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳
生年月日	雇用年齢上限及び定年																																				
昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	満61歳																																				
昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	満62歳																																				
昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳																																				
昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳																																				
生年月日	雇用年齢上限及び定年																																				
昭和38年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳																																				
昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳																																				
生年月日	雇用年齢上限及び定年																																				
昭和38年4月1日以 前	満60歳																																				
昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	満61歳																																				
昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	満62歳																																				
昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳																																				
昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳																																				
生年月日	雇用年齢上限及び定年																																				
昭和41年4月1日以 前	満63歳																																				
昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳																																				

改正前

改正後

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則
(平成17年達示第38号)

(前略)

附則(令和5年達示第44号)

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

8 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する時間雇用教職員(改正前の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1又は別表第2において雇用年齢上限が「満60歳(ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)」と定められていた職名の者に限る。)の雇用年齢上限は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。

附則別表

生年月日	雇用年齢上限
昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	満61歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)
昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	満62歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)
昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)
昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)

9 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1から別表第3までの規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する時間雇用教職員(改正前の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1から別表第3までにおいて定年が「満60歳」と定められていた職名の者に限る。)の定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。

附則別表

生年月日	定年
昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	満61歳
昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	満62歳

附則(令和5年達示第44号)

(施行期日)

1 (同左)

(経過措置)

8 (同左)

附則別表

生年月日	雇用年齢上限
昭和38年4月1日以前	満60歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)
昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	満61歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)
昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	満62歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)
昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)
昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)

9 (同左)

附則別表

生年月日	定年
昭和38年4月1日以前	満60歳
昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	満61歳
昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	満62歳

改正前		改正後	
昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳	昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳
昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳	昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳
10 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する労務補佐員の雇用年齢上限は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。		10 (同左)	
附則別表		附則別表	
生年月日	雇用年齢上限	生年月日	雇用年齢上限
昭和38年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)	昭和41年4月1日以前	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)
昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)	昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)
11 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則別表第1の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する労務補佐員の定年は、それぞれ同表右欄に掲げる年齢とする。		11 (同左)	
附則別表		附則別表	
生年月日	定年	生年月日	定年
昭和38年4月2日～ 昭和41年4月1日	満63歳	昭和41年4月1日以前	満63歳
昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳	昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	満64歳
12 (略) (中略)		12 (同左)	
附 則 (令和6年達示第14号) この規則は、令和6年3月27日から施行し、令和5年10月1日から適用する。			